

議案第73号

墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例

墨田区私道整備助成条例（昭和58年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「修理」の次に「し、若しくは私道に設置されている電柱を移設」を加える。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私道 次に掲げるもの以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路

イ 墨田区有通路条例（平成29年墨田区条例第45号）第2条に規定する区有通路

ウ 墨田区特定法定外公共物等管理条例（平成29年墨田区条例第44号）第6条第1項に規定する管理道路

(2) 電柱 電力柱、電信柱、防犯灯柱（墨田区規則（以下「規則」という。）で定める要件を満たすものに限る。）及び引込柱をいう。

第3条の見出しを「（助成対象工事等）」に改め、同条中「（以下「助成対象工事」という。）は、墨田区規則（以下「規則」という。）」を「又は移設（以下「助成対象工事等」という。）は、規則」に、「工事とする」を「工事又は移設とする」に改め、同条に次の1号を加える。

#### (4) 電柱移設

第4条第1項中「助成対象工事ごとの標準工事費の範囲内で区長が定める額とする」を「助成対象工事等ごとに区長が別に定める」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「助成対象工事」を「助成対象工事等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、助成対象工事等（電柱移設に限る。）の完了を確認する前に、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に交付することができる。

第8条第1項第2号中「助成対象工事」を「助成対象工事等」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

一般交通の用に供されている私道における良好な交通環境の確保を図るため、車両の通行に支障となっている電柱の移設に係る費用を助成金の交付対象に新たに加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。